

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	就学援助にかかる医療費支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市教育委員会は、就学援助にかかる医療費支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

熊本市教育委員会

## 公表日

令和6年9月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助にかかる医療費支給に関する事務
②事務の概要	熊本市内の小学校又は中学校に在籍する児童生徒の中で生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に定める要保護者及び熊本市教育委員会が要保護者及び援助が必要であると熊本市教育委員会が認めた者に対して、学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に定める疾病にかかった場合に当該疾病のための医療に要する経費の援助を行う事務である。  特定個人情報は具体的には以下の事務で使用する。 学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に定める疾病にかかった場合に当該疾病のための医療に要する経費の援助を行う際、援助の対象となる者を認定する事務
③システムの名称	①団体内統合宛名システム ②中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助医療費支給者一覧	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第40項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第23条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第42、125、161の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第44、127、163条 (情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第63の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第65条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	熊本市教育委員会 学務支援課
②所属長の役職名	学務支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	熊本市総務局行政管理部法制課情報公開窓口 〒860-8601 熊本県熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2059
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	熊本市教育委員会事務局 学務支援課 〒860-8601 熊本県熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2716

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月26日	I 5 ②所属長	学務課長 井上 学	学務課長 中村 順浩	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない
平成30年3月26日	I 7 請求先	熊本市総務局法制課市政情報プラザ 〒860-8601 熊本県熊本市中央区手取本町1番	熊本市総務局行政管理部法制課情報公開窓 口	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない
平成30年3月26日	II 1 一つの時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年8月31日時点	事後	
平成30年3月26日	II 2 一つの時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年8月31日時点	事後	
平成30年6月11日	II 1 一つの時点の計数か	平成29年8月31日時点	平成30年6月11日時点	事後	
平成30年6月11日	II 2 一つの時点の計数か	平成29年8月31日時点	平成30年6月11日時点	事後	
令和1年6月26日	I 5 ②所属長	学務課長 中村 順浩	学務課長	事後	新様式への変更
令和1年6月30日	IV リスク対策	なし	IV追加	事後	新様式への変更
令和2年6月30日	I 5 ①所属	熊本市教育委員会事務局 学務課	熊本市教育委員会事務局 指導課	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない
令和2年6月30日	I 5 ②所属長	学務課長	指導課長	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない
令和2年6月30日	I 8 連絡先	熊本市教育委員会事務局 学務課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	熊本市教育委員会事務局 指導課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない
令和2年6月30日	II 1 一つの時点の計数か	平成30年6月11日時点	令和2年6月30日	事後	
令和2年6月30日	II 2 一つの時点の計数か	平成30年6月11日時点	令和2年6月30日	事後	
令和4年1月31日	II 1 一つの時点の計数か	令和3年1月28日時点	令和4年1月31日	事後	
令和4年1月31日	II 2 一つの時点の計数か	令和3年1月28日時点	令和4年1月31日	事後	
令和5年3月15日	II 1 一つの時点の計数か	令和4年1月31日時点	令和5年1月1日時点		
令和5年3月15日	II 2 一つの時点の計数か	令和4年1月31日時点	令和5年1月1日時点		
令和5年8月23日	II 3 一つの時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和5年8月23日時点	事後	
令和5年8月23日	II 4 一つの時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和5年8月23日時点	事後	
令和6年4月1日	公表日	令和5年8月23日 -	令和6年4月1日	事後	
令和6年4月1日	I 5 ①所属	熊本市教育委員会 指導課	熊本市教育委員会 学務支援課	事後	
令和6年4月1日	I 5 ②所属長	指導課長	学務支援課長	事後	
令和6年4月1日	I 8 連絡先	熊本市教育委員会事務局 指導課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	熊本市教育委員会事務局 学務支援課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号	事後	
令和6年4月1日	II 1 一つの時点の計数か	令和5年8月23日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	II 2 一つの時点の計数か	令和5年8月23日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年7月12日	I 3 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一第27項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第23条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第40項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第23条	事後	法改正に伴う変更
令和6年7月12日	I 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第26、87項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19、44条 (情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二第38項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第24条	(情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第42、125、161の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第44、127、163条 (情報照会) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第63の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第65条	事後	法改正に伴う変更